

日本知能情報ファジィ学会中国四国支部規約

平成 23 年 4 月 1 日(制定)

平成 24 年 12 月 22 日(改訂)

(総則)

第1条 この支部は、日本知能情報ファジィ学会 中国・四国支部と称する。

第2条 本支部の事務局は、原則として支部長の所属機関におく。

第3条 本支部は、日本知能情報ファジィ学会（以下、「SOFT」という）の定款の範囲内で事業を行うが、特に支部会員の研究の奨励・推進ならびに相互の連絡につとめることを目的とする。

第4条 本支部は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- イ. 講演会・講習会・研究会などの開催
- ロ. 関連諸学会・協会との協力活動
- ハ. その他、支部が必要と認める事業

(会員)

第5条 本支部は、原則として中国・四国地方に在住（居住、勤務、あるいは在学）する SOFT の会員、および本支部が承認した者をもって構成する。

(役員)

第6条 本支部に以下の役員（支部長1名、運営委員10名以上、監事1名、幹事1名）をおく。

第7条 役員は、支部会員の中から役員会の推薦もしくは5名以上の会員の推薦によってきめる。

第8条 支部長は、役員の互選によって、役員の中からきめる。

第9条 支部長はこの支部を代表し、支部の事務を総理する。支部長に事故があるとき、または欠けたときは支部長があらかじめ指名した役員がその職務を代行する。

第10条 役員は役員会を構成しこの規約に定める事項を執行する。

第11条 役員任期は2年とする。ただし重任はさまたげない。役員に交替のある時は、新役員任期は前任者の任期とする。

(会議)

第12条 支部総会は支部会員によって構成され、支部長が招集し、原則として年1回開催される。議長は支部長とする。

第13条 次の事項は支部総会の承認を受けなければならない。

- イ. 事業報告及び収支決算
- ロ. 事業計画及び収支予算
- ハ. 支部役員を選出
- ニ. 支部規約の変更など

(改正)

第14条 本規約は第6条で定める役員数の3分の2以上の賛成により改正することができる。